

# 中小企業者向け省エネ促進税制（個人事業税の減免） 簡易チェックシート

チェック

→：はい    ...▶：いいえ

☐

個人事業税の納税通知書は届いていますか？  
申請は納税通知書の**納期限内**ですか？

▶

**減免対象外**  
個人事業税が課税された方のみ申請ができます。  
納期限を過ぎている場合は、不許可となります（第1期納期限後第2期納期限までに申請した場合は、減免限度額が減少します）。

☐

設備を設置した事業所は**都内**の事業所ですか？

▶

東京都以外の道府県の事業所等に設置した設備は減免の対象とはなりません。

☐

設備を設置した事業所は※特定地球温暖化対策事業所等には該当しませんか？

▶

特定地球温暖化対策事業所等は、減免の対象から除かれます。

※前年度エネルギー使用量が3年連続1,500kl以上の事業所

☐

設備を設置した事業所について、**対象年**の  
※**地球温暖化対策報告書**等を提出していますか？

▶

申請をするためには、対象年の地球温暖化対策報告書等を提出している必要があります。  
（報告書を提出できない場合でも、省エネ減免様式その3を提出すれば要件を満たすことがあります。）

※地球温暖化対策報告書、地球温暖化対策計画書、特定テナント等地球温暖化対策計画書のいずれか

☐

設備を取得し、事業の用に供したのは、  
**申請をする年度の前年中**ですか？

▶

申請をするためには、申請をする年度の前年中に設備を取得している必要があります。  
（取得した年と事業の用に供した年が異なる場合は、事業の用に供した年を取得した年とみなします。）

☐

取得した設備は東京都が**導入推奨機器**として指定していますか？

▶

東京都が導入推奨機器として指定した設備のみが、減免の対象となります。

☐

取得した設備は**減価償却資産**ですか？  
（取得価額が10万円未満のものは除きます。）

▶

減価償却資産として償却した設備のみが、減免の対象となります。

☐

取得した設備を住宅用に使用していませんか？

▶

取得した設備を住宅の用に供した場合は、減免の対象から除かれます。  
（不動産貸付業を営む方で、住宅用のアパート等に設備を取得した場合は、減免の対象外となります。）

☐

取得した設備は中古ではありませんか？

▶

取得時に既に使用されていた設備は、減免の対象から除かれます。

☐

取得した設備自体を貸し付けてはいませんか？

▶

取得した設備を貸付の事業に供した場合は、減免の対象から除かれます。

☐

設備を取得するにあたって都の助成を受けていませんか？

▶

都の助成を受けた設備は、減免の対象から除かれます。

**減免対象**

※ 上記チェックシートは簡易判定用です。個別の状況によっては減免されない可能性があります。詳細は、東京都主税局HPに掲載されている、「中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱」及び「同減免取扱要領」をご確認ください。

# 申請書類チェックシート

減免申請にあたっては、以下の書類のご提出をお願いします。

## チェック

- ☐ 個人事業税減免申請書
- ☐ 減免額に関する計算書（個人事業税省エネ減免様式その1）
- ☐ 減免に関する対象設備明細書（個人事業税省エネ減免様式その2）
- ☐ 収受受付印が押された対象年の地球温暖化対策報告書提出書等の控の写し  
（オンライン提出の場合は収受年月日が確認できる画面を印刷したもの）
- ☐ 税務署に提出した青色申告決算書又は収支内訳書の減価償却一覧表の写し
- ☐ 対象設備が導入推奨機器であることが分かるもの  
（産業労働局HP対象機器検索画面、設置した機器の型式番号が分かる書類（例：納品書、保証書、写真））
- ☐ 対象設備の設置場所が事業所であることが分かるもの  
（例：外観及び事業所内部の写真）
- ☐ 対象設備の取得日が分かるもの（例：納品書、領収書）
- ☐ 中古設備等ではないことが分かるもの（例：保証書、新品証明書）
- ☐ 取得価額が分かるもの（例：領収書、工事内訳書）  
※取得設備の種類・台数、工事内容等の内訳が分かるものを提出してください。
- ☐ 申請者が負担し、対象設備を取得したことが分かるもの（例：申請者名義の領収書）

東京都主税局のHPで  
ダウンロードできます。

※ 審査の過程で不足書類があることが判明した場合は、追加資料のご提出をお願いする場合があります。  
また、職員による現地調査（取得した設備に係る写真撮影等）をさせていただく場合もありますので、ご協力をお願いいたします。

# 各種問い合わせ先

## 1 省エネ促進税制（減免に関すること）

- 東京都主税局ホームページ <東京版>環境減税について 主税局 環境減税 検索  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/genmen/httk/kangen-tokyo>  
※詳細は主税局ホームページをご確認ください。申請様式や制度のQ&A等を掲載しています。
- 減免申請に関するお問い合わせ 所轄の都税事務所又は支庁の個人事業税担当  
都税事務所一覧はこちら→ [都税事務所一覧](#)
- 制度に関するお問い合わせ  
東京都主税局 課税部課税指導課 個人事業税班 (TEL)03-5388-2969

## 2 東京都の地球温暖化対策報告書制度等に関すること

- 地球温暖化対策報告書制度等 (TEL)03-5388-3433
- 導入推奨機器 (TEL)03-5990-5087

東京都ホームページ（地球温暖化対策報告書制度）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/businesses/>

地球温暖化対策報告書制度

検索



東京都ホームページ（導入推奨機器）

<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

導入推奨機器

検索

